

改正の概要

改正する規則

船舶保安システム規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

船舶保安に係る審査要件の見直しに関する事項

改正理由

船舶保安システム規則が制定された後、運用面では審査が円滑に実施されるように船舶の実情に合わせた審査方法が随時採用されてきた。

今般、規則に実際の審査方法を反映させるため、関連規定の見直しを行う。

改正内容

- (1) 船舶保安統括者（CSO）の資格基準を強化する。
- (2) 船舶の所有者の定義を設ける。（日本籍船舶のみ）
- (3) 仮船舶保安証書（Interim ISSC）が発給される臨時審査を受けた後に、初回審査を受ける必要があることを明記する。
- (4) 会社からの申込みにより中間審査を繰り上げて実施できるよう改める。
- (5) 仮船舶保安証書（Interim ISSC）に記載する有効期間の起算日を改める。
(外国籍船舶のみ)
- (6) 機密保持に関する要件を強化する。（外国籍船舶のみ）
- (7) 別途定める運用指針との整合性を確保するための修正を行う。